

北広島町学校給食物資納入の手引き

令和8年3月

北広島町教育委員会

目次

1. 趣旨	P 1
2. 学校給食事業独自の業者登録制度	P 1
3. 登録の条件	P 1
4. 登録手続き	P 2
5. 契約の締結（北広島町学校給食センターのみ）	P 3
6. 納入業者の決定方法（北広島町学校給食センター）	P 3
7. 納入業者の決定方法（芸北学校給食センター、豊平学校給食センター）	P 4
8. 給食物資の納入	P 4
9. 給食物資の代金請求・支払い	P 5

北広島町学校給食物資納入の手引き

1. 趣旨

北広島町では、令和5年度から学校給食費を公会計に移行し、令和6年9月から「北広島町学校給食センター」を新しく供用開始しました。

学校給食費の公会計及びセンター化による調理規模の変化の観点から、新しい学校給食物資納入基準により事務を実施します。

2. 学校給食事業独自の業者登録制度

学校給食における物資納入に当たっては、「学校給食物資納入業者」として事前に北広島町教育委員会に登録が必要になります。

この登録は、学校給食物資に限定したものであり、町が執行する一般的な物品購入事業の業者登録制度とは異なります。

学校給食物資納入を希望される方は、必ず教育委員会で「学校給食物資納入業者」の登録をしてください。

3. 登録の条件

学校給食物資納入業者として、教育委員会が登録する条件は以下のとおりです。

(1) 立地条件

- ・北広島町内及び広島県内に本店または営業所等があること（調理場の位置や納入物品内容などにより取引先が限定される場合はこの限りではありません）

(2) 経営状況

- ・調理場との取引に適した常時営業が行われていること
- ・調理場の稼働時間帯（平日の日中）に電話、FAX、メールなどの連絡が確実にかつ、速やかに繋がる環境が整備されていること
- ・経営状況が確実良好で、学校給食に理解があり協力的であること
- ・食品に関する法律など各種法令を遵守していること
- ・納税義務が履行されていること

(3) 衛生状況

- ・営業施設と納入する給食物資の衛生管理、従業員に対する健康管理が十分に行われていること
- ・納入物資への異物混入等の緊急時に速やかに対応（原因究明・再発防止なども含む）で

きる体制が整っていること

(4) 供給能力

- ・調理場が指定する物資の規格・数量、納入の日時・場所に確実に納入できる能力を有していること

4. 登録手続き

登録届出書及び添付書類は、下記①～④の施設のいずれかに郵送または持参によりご提出ください。

(1) 施設一覧

- ①北広島町教育委員会 (〒731-1595 北広島町有田 1234 番地)
- ②芸北学校給食センター (〒731-2323 北広島町川小田 10075 番地 90)
- ③豊平学園学校給食調理場 (〒731-1712 北広島町都志見 10914 番地 4)
- ④北広島町学校給食センター (〒731-1532 北広島町古保利 459 番地 1)

(2) 必要書類一覧

- ①学校給食物資納入業者登録届出書
 - ②納税証明書または完納証明書
 - ・北広島町税の滞納がないことを証する書面（北広島町に営業所等がない等で、町に税金を納める必要のない場合は必要なし）
 - ・国税の滞納がないことを証する書面
 - ③食品衛生監視票の写し
 - ・生鮮野菜、生鮮果物、米のみの場合は不要
 - ④許可又は認可を要する営業にあつては当該営業許可を受けていることを証する書面
 - ⑤個人にあつては身分証明書、法人にあつては登記事項証明書（商業登記簿謄本）
 - ・個人の身分証明書は、マイナンバーカード、運転免許証など
 - ⑥その他、教育委員会が必要と認めるもの
- ※芸北学校給食センター、豊平学園給食調理場のみの登録となる場合は、教育委員会が認めた場合に限り、一部書類の提出を省略することができます。

(3) 登録の受付期間

登録を希望する年度の1月（3ヶ月前）から随時受付

(4) 登録の有効期間

教育委員会が登録を決定した日から当該年度末の3月31日までが有効期間です。

(5) 届出事項の変更

教育委員会の登録後に届出内容に変更があった場合は、速やかに変更届及び必要書類を添付して、教育委員会へ提出してください。

(6) その他

①虚偽の届出

届出内容に虚偽があることが発覚した際には、登録を取り消すことがあります。また、既に物資納入が確定していた場合でも、虚偽が発覚した場合は納入を停止することがあります。

②実態調査

届出内容について、教育委員会が他部署等への聞き取りや本人への実態調査をすることがあります。

③資料請求

登録に関して必要に応じて、提出書類以外の追加資料または説明を求める場合があります。

5. 契約の締結（北広島町学校給食センターのみ）

納入価格が高額となる北広島町学校給食センターにおいては、物資納入業者として教育委員会の名簿に登録完了後、年間を通じた契約を当初に締結します。この契約は、実際に物資を発注するか否かに関わらず、北広島町学校給食センターに納入を希望される全ての方が対象となります。

6. 納入業者の決定方法（北広島町学校給食センター）

(1) 見積書の徴収

センターから品名・規格・使用予定数量などを記載した見積依頼書を納入希望のあった業者宛てに電子メール・FAXを送付しますので、見積依頼書に基づき見積書（税込単価）を提出してください。

見積書の徴収は食品目に応じて、原則、①1ヶ月単位または②6ヶ月単位（4～9月（前期）と10月～3月（後期））の2通りにより実施します。

見積書の徴収結果に基づき、納入業者は食品目ごとに決定します。

①1ヶ月単位…肉類、魚類、野菜類、果実類、その他

②6ヶ月単位…調味料類、大豆製品類、その他

(2) 決定基準

【米・野菜類・果実類】

米・野菜類・果実類については、学校給食におけるより一層の地産地消の推進のため、次のとおり納入内容を決定します。

また、食の安全や環境への配慮としての取り組み及び本町の特色として、有機農法（減農薬・減肥料など）で栽培された農産物を学校給食でも積極的に活用します。

- ①米 類…納入物資は町内産のみに限定
有機農産物（減農薬・減肥料など）を優先し最低価格を提示した者
- ②野菜果実類…J Aと連携し町内産に加えてより多品目の県内産消費を推進
J Aで納入が困難な物資は最低価格を提示した者

【その他一般物資】

その他一般物資は、見積書の提出期限内に提出があった業者の中から、原則、最低価格を提示した者とします。

ただし、納品可能時間や食味や衛生管理状況などにより、この決定内容によらずして物資を発注することがあります。

(3) 見積書の提出時期・提出方法

提出時期…1ヶ月単位は前月10日まで、6ヶ月単位は3月10日または9月10日までに提出をお願いします。（10日が休日の場合は前開庁日）

提出方法…郵送、メール、FAX、持参により提出してください。

7. 納入業者の決定方法（芸北学校給食センター、豊平学園学校給食調理場）

各施設に納入を希望される登録業者に、納入日時、規格及び数量等を記載した発注書により直接発注依頼を行います。

納入する給食物資によっては、事前に見積書などの提出を求める場合があります。

8. 給食物資の納入

各調理場からの発注書により、指定日時に指定規格及び数量の給食物資を納入してください。発注書との照合を行うため、納品書を必ずご用意ください。

給食物資の納入は、調理場職員と納入業者の立会により検収を行い、検収に合格したものが納品されます。

検収時に不合格となった物は、調理場職員の指示に従い直ちに交換・補充をしてください。また、検収後も調理中や給食提供時に異常などが確認された場合には、調理場からの指示に

従い速やかに対応してください。

発注書の発送後においても、気象警報の発令や感染症などによる学校の臨時休校等により給食が中止になった場合などは、協議の上で納入量を変更することがあります。

9. 給食物資の代金請求・支払い

(1) 請求方法

給食物資の代金の請求は、1ヶ月（月初～月末まで）ごと、各調理場単位で、請求書を提出してください。請求書の送付先は、納入した調理場に提出してください。

請求書の様式は任意でかまいませんが、次の事項は必ず記載してください。

- ・ 請求日
- ・ 宛名（調理場名）
- ・ 請求者名、住所（代表者名つき）
- ・ 請求者押印
- ・ 請求金額
- ・ 請求内訳（品名・数量・単位・単価・金額）
- ・ 振込口座情報（金融機関・預金種類・口座番号・口座名）

(2) 支払方法

本町で定めている公金支払日において、請求書に記載のある振込口座へ該当金額を振り込みます。本町の公金支払日は、毎月10日、20日及び月末における最終開庁日の前日となります。なお支払日が休日の場合は、前開庁日にお支払いします。

請求書を受け付けてから、概ね2週間～1ヶ月以内での支払いとなります。

【各施設連絡先】

●北広島町教育委員会 教育課

〒731-1595 北広島町有田1234番地

TEL:0826-72-7360 FAX:0826-72-5242

●芸北学校給食センター

〒731-2323 北広島町川小田10075番地90

TEL:0826-33-4321 FAX:0826-35-0409

●豊平学園学校給食調理場

〒731-1712 北広島町都志見10914番地4

TEL:0826-75-4046 FAX:0826-83-1501

●北広島町学校給食センター

〒731-1532 北広島町古保利459番地1

TEL:0826-72-5430 FAX:0826-75-4722